

社会・援護局 (障害保健福祉部)

福祉の「原点」と「発展」

Mission

社会・援護局では、生活保護やホームレス対策など、国民の最低限度の生活を保障するという福祉の「原点」となる制度を実施するとともに、社会福祉法人制度の整備や福祉人材の確保などを通じて、福祉基盤を固りながら、様々な問題を抱えながら生活に困窮している方をサポートすることを目指しています。

また、障害者に対する障害福祉サービスの充実や障害者の社会参加の促進のための取組等を通じて、障害児・障害

者が地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指していきます。

さらに、本年は戦後70周年であり、先の大戦による戦没者の遺骨収集帰還や慰霊巡拝等の慰霊追悼事業、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給や中国残留邦人等に対する生活支援、次世代への戦中戦後の労苦の継承等も重要な役割です。

社会・援護局では、生活困窮者に対する支援や障害者が地域で安心して暮らすための支援、戦没者遺族などの援護など幅広く社会福祉の推進のための施策を行っています。

【政策紹介 1】

生活に困窮されている方の保障と自立に向けて

生活保護は、「最後のセーフティネット」と呼ばれ、国民の最低限度の生活が維持できるよう、生活や医療に関する給付を行っています。受給者は、最近伸びが鈍化しているものの、約220万人と過去最高の水準にあり、働ける方が生活保護から早期に脱却できるよう、自立支援を強化しています。具体的には、保護脱却を促すための給付金を創設するとともに、受給者に対する個別的就労に関する相談や助言、就労の場の開拓等、支援の充実を図っています。

また、離職などにより生活に困窮される方に対し、生活保護に頼らざるを得ない状況に至る前に、早期に支援を行うことも重要です。新たに創設された生活困窮者自立支援制度では、地方自治体や民間団体と連携して、様々な問題を抱える方にワンストップで相談にのり、就労に向けた訓練や衣食住の確保などの支援を行うこととしており、本年4月から全国の自治体で事業が開始されています。



【政策紹介 2】

障害福祉サービスのさらなる充実

障害保健福祉施策については、障害の有無にかかわらず地域でいきいきと暮らせるよう、施策の充実に努めてきました。一方で、障害者も高齢化が進み、重度の障害者が増えるなど、様々な課題に直面しています。このため、更なる支援の充実を目指して、制度の見直しについて検討を行っているところです。

また、320万人を超える精神障害者のうち、約20万人が1年以上の長期の入院生活を送っています。これらの方が地域で暮らすことができるよう病院から地域への移行に向けた支援や、地域における生活に関する支援を進めています。

更に、芸術活動等を通じた障害者の社会参加の促進や、障害者の虐待防止法に基づく障害者の権利利益の擁護、東日本大震災の被災者に対する心のケア、薬物・アルコール等の依存症に関する対策等にも取り組んでいます。

【政策紹介 3】

戦後70周年の援護施策

先の大戦による戦没者のご遺骨は、最大で約60万柱が未収容であると考えられています。本年、戦後70周年を迎え、できる限り多くのご遺骨を一日でも早く帰還させる必要があるため、遺骨収集帰還事業に力を入れて取り組んでいます。また、先の大戦による戦没者を追悼するため、毎年8月15日に、政府主催により、天皇皇后両陛下ご臨席の下、全国戦没者追悼式を挙げています。

戦没者等の遺族には、戦後70周年に国として改めて弔慰の意を表すため、特別弔慰金を支給し、中国残留邦人等には、その置かれた特別な事情に鑑み、老後の生活の

安定に必要な生活支援を行います。

さらに、先の大戦の記憶を風化させることなく、次の世代へ継承するため、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館の3館連携講演会の開催等を行います。



[硫黄島でのご遺骨の収容]

Keyword 依存症の治療と支援

薬物やアルコールなどによる依存症は、単にその物質の摂取や行為がやめられなくなるだけではなく、身体的な不調をきたし、あるいは精神的に自制が効かなくなることで、ゆくゆくは仕事や家族関係にまで問題を生じさせてしまうこともあります。

依存症は、適切な治療と支援によって回復できる疾患ですが、依存症治療を行う医療機関が少なく、またそれらの情報が乏しいために、依存症者が必要な治療を受け

られないという課題があります。

そのため、依存症者やその家族に対する支援として、全国の保健所や精神保健福祉センターにおいて依存症に関する相談・指導を行い、また、全国で5箇所程度の医療機関を依存症治療の拠点病院として位置づけるなど、地域における体制の整備に取り組んでいます。



[依存症回復プログラムの様子]